

令和4年7月7日
障害福祉部
障害施策推進課

障害者の地域生活支援機能の強化について
(国における地域生活支援拠点等の整備事業)
モデル実施の概要
(案)

1. 主旨

障害者の地域生活支援機能の強化について、国における地域生活支援拠点等の整備事業（以下「拠点等整備事業」という）※を活用して、「相談」「緊急時の受入・対応」「地域の体制づくり」の3機能に優先して取り組む。令和4年10月から北沢地域において試行を開始するモデル実施の概要を以下のとおり報告する。

※ 拠点等整備事業を構成する5機能

- ① 相談 ② 緊急時の受入・対応 ③ 体験の機会・場
④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり

2. 区における拠点等整備事業の方向性

(令和4年5月26日の福祉保健常任委員会に報告した「素案」の概要)

- ・ 重層的なネットワークにより区内全域を網羅する面的整備型の手法とする。
- ・ 3機能（相談、緊急時の受入・対応、地域の体制づくり）に優先して取り組む。
- ・ 北沢地域をモデル地域として試行を開始し、令和5年度以降に区内全域に展開する。

3. 令和4年度のモデル実施の概要

(1) 「相談」と「緊急時の受入・対応」について

① 緊急時バックアップセンターの試行開始

障害当事者や家族等からの緊急時の相談に対応するため、24時間体制で、個々の利用者に応じた適切なコーディネートを行う緊急時バックアップセンターの試行を開始する。（事業者へ委託）

② 専門サポーターの試行開始

個々の障害者の状況により施設利用が困難な障害者に対して、在宅で介護や見守り等のケアを行う専門サポーターの試行を開始する。（事業者へ委託）

(2) 「相談」と「地域の体制づくり」について

相談支援事業者や短期入所施設に対して、区の拠点等整備事業への参加・協力を依頼する。また、情報共有や課題について意見交換を行う「連絡会」を開催し、障害者の地域生活を支えるネットワークを強固にしていく。

4. 緊急時バックアップセンターの概要

(1) 利用対象

65歳未満の障害者又は障害福祉サービス受給者証を所持している方

- * 北沢地域でのモデル実施の期間中は、北沢地域に居住する方及び北沢地域で障害福祉サービスを利用している方を基本としながら、区内の他地域に居住する方からの登録希望についても柔軟に対応する。

(2) 利用者の事前登録

緊急時のコーディネートを円滑に行うため、障害者本人の状況や特性、緊急連絡先、関係する支援機関、介護やケアの方法、健康面での配慮事項など、あらかじめ本人や家族等から情報をいただき登録することを基本とする。

ただし、緊急時対応という本事業の趣旨から、事前登録がない方であっても、相談時に基本事項を聞き取り必要な対応を行うことが出来るよう、相談支援機関との連携体制を構築し、必要時に本人了解のうえで対応する。

* 緊急時の例

- ① 障害当事者が、自らの健康を維持できなくなった場合
- ② 障害当事者が、衣食住を確保できなくなった場合
- ③ 障害当事者が、何らかの理由で外部とコミュニケーションが取れなくなった場合
- ④ 障害当事者が、何らかの理由で家から外に出られなくなった場合
- ⑤ 介護者や支援者が、疾病や事故等により障害当事者の介護ができなくなった場合
- ⑥ 介護者や支援者が、急な葬儀等により不在となる場合

(3) 対応の流れ

① 利用登録

緊急時バックアップセンターの利用を希望する障害者は、保健福祉センター保健福祉課を通じて利用登録をしていただくことを原則とする。

② 緊急時相談の受付

緊急時の対応依頼については、登録者本人又は家族からの電話連絡のほか、保健福祉センター保健福祉課等の相談支援機関からの連絡にも対応する。

③ 緊急性の判断

利用者本人または家族・関係者から緊急時バックアップセンターへ相談の連絡があった際には、チェックシートにより緊急性の判断を行う。利用者の状況により保健福祉センター保健福祉課に照会し、対応を協議する。

④ 緊急コーディネート

ア) 相談内容が、急病やケガ、トラブル等の場合には、救急・消防、警察の手配を行う。緊急時バックアップセンターは、必要に応じて利用者宅を訪問して、安否確認を行う。

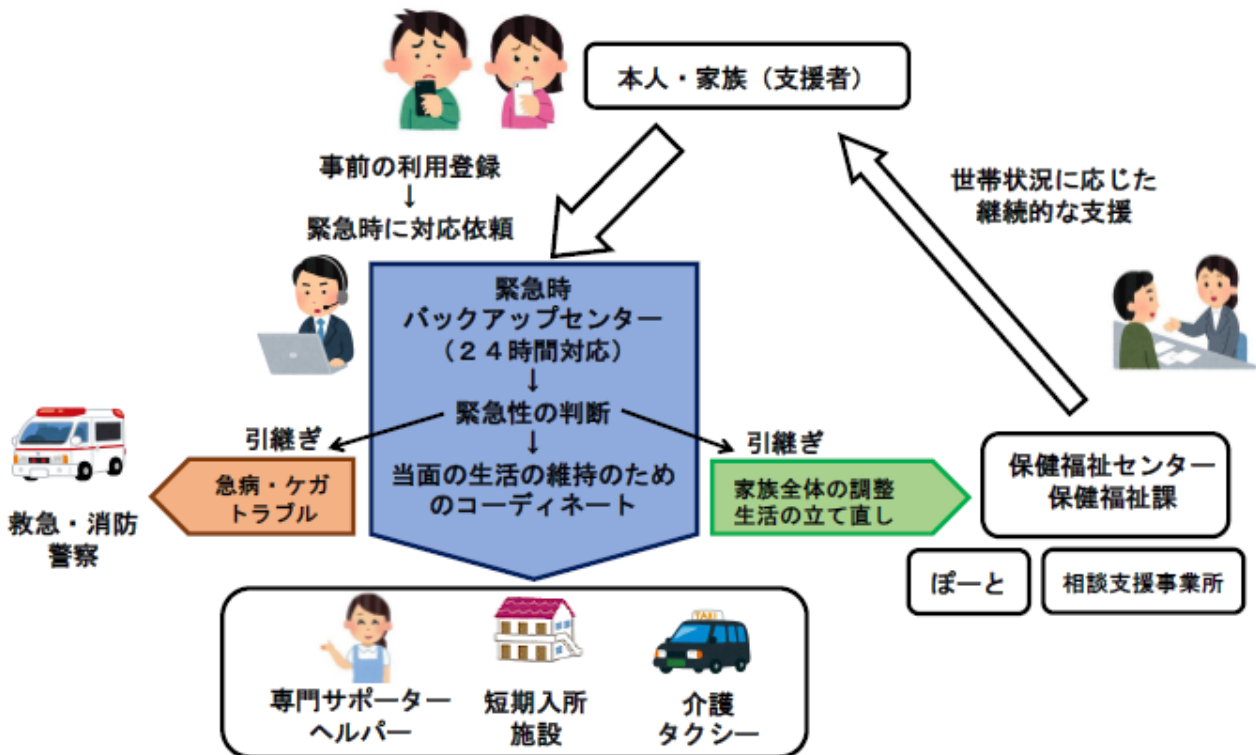
イ) 相談内容から、利用者の当面の生活を維持するためのコーディネートが必要と判断した場合に、個々の障害特性や状況に応じて、短期入所施設、専門サポーター、介護タクシー等のコーディネートを行う。

ウ) 相談内容から、家族全体の調整や利用者本人の生活の立て直しなど、全般的な支援が必要と判断した場合は、緊急コーディネートをを行ったうえで、保健福祉センター保健福祉課等に連絡し、支援チームによる継続的な対応を依頼する。

(4) 運営事業者

本事業を安定して運営するためには、区内における幅広いネットワークと高い専門性を備えた職員を有する事業者である必要がある。このため、区内において障害者の相談支援事業、障害者通所施設、短期入所施設、障害者グループホーム、地域障害者相談支援センター“ぽーと”の運営を行うなど、障害者支援に高い専門性を有する社会福祉法人への事業委託を予定している。

【参考】緊急時バックアップセンターでの相談対応イメージ



5. 専門サポーターについて

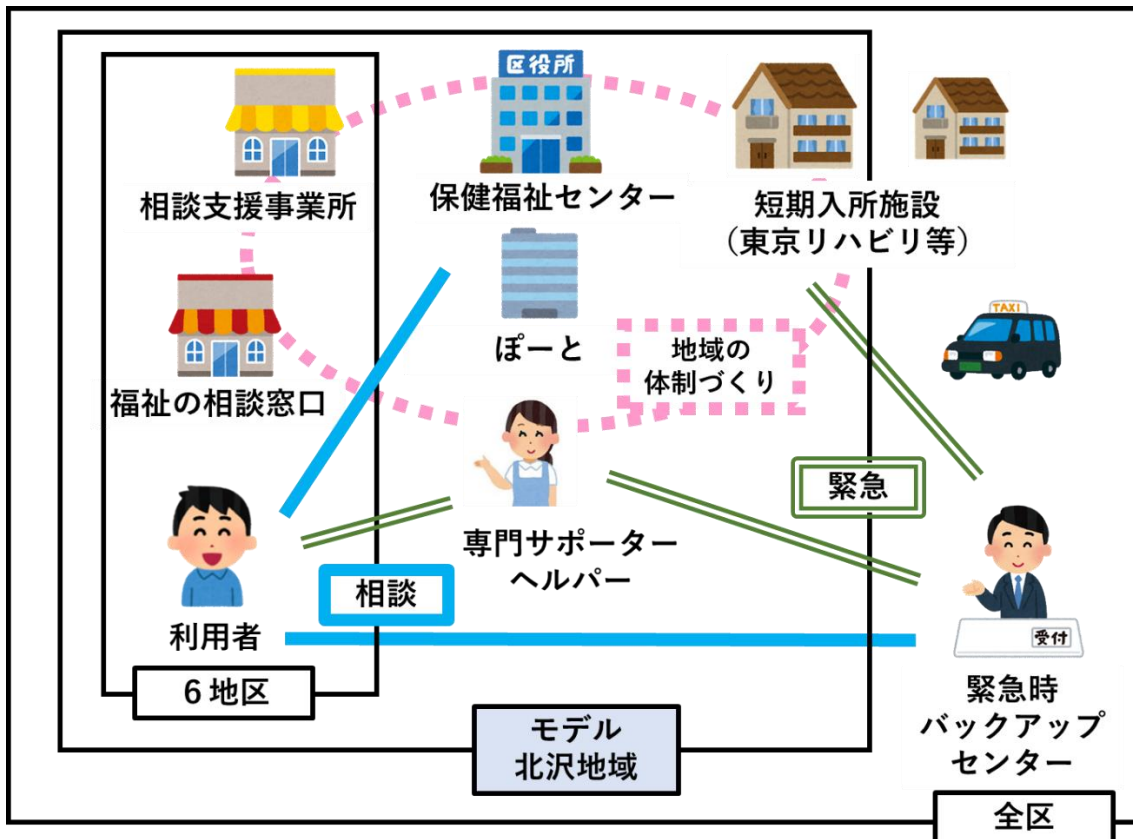
(1) 事業の概要

障害者本人は、生活を共にしていた家族が急にいなくなった場合に、日常生活全般に介護が必要な方や、行動面での課題がある方、短期入所施設で過ごすことが難しい方、家事支援が必要な方など様々である。専門サポーターは、個々の状況により施設利用が困難な障害者に対して、在宅で家事や介護、見守り等のケアを個々に応じて柔軟に対応する。

(2) 事業者

区と居宅介護（ホームヘルプ）事業所等とあらかじめ協定を結び、緊急時バックアップセンターからの依頼に応じて、障害者の自宅に伺い必要なケアやサポートを行う。

【参考】モデル地域での試行イメージ



6. 令和5年度以降の取り組み

(1) 評価・検証

6か月の試行期間を設ける中で、本人や家族に対する相談支援機関の関わりや地域でのサービス利用状況等を把握したうえで、以下の点について評価・検証を行い、区内全域への展開に向けた検討を行う。

ア) モデル地域での実施内容を区内全域に展開する際の課題について

- 視点**
- ・ 緊急時バックアップセンターの運用（対応時間、人員）
 - ・ 短期入所施設、専門サポーターを担う事業所の充足度

イ) 利用者の障害特性や状況に応じた緊急時のコーディネートについて

- 視点**
- ・ 多様な障害特性に対応できる事業所の確保の必要性
 - ・ 緊急時の定義、対応

ウ) 相談支援機関の相互の連携や、相談支援機関と短期入所施設との連携について

- 視点**
- ・ 地域の体制づくりの進捗状況

詳細な評価・検証は、国から提示されている手引きも参考にして行い、区の拠点等整備事業の整備について令和5年度中に国へ報告する。評価・検証を踏まえ、令和5年4月以降に「障害者の地域生活支援機能の強化（案）」を作成し、その後、優先して取り組む3機能を区内全域に展開していく。

(2) 「体験の機会・場」「専門的人材の確保」の2機能について

拠点等整備事業の5機能のうち、「体験の機会・場」「専門的人材の確保」の2機能については、試行の状況を踏まえながら、世田谷区立保健センターや世田谷区福祉人材育成・研修センター等との連携も視野に入れ、令和6年度に向けて検討を進める。

7. 経費（令和4年度）

調整中

8. 今後のスケジュール（予定）

令和4年	7月	自立支援協議会（モデル実施概要）
	8月	緊急時バックアップセンターの事前登録開始
	9月	福祉保健常任委員会（モデル実施概要） 第3回定例会（補正予算案を提案）
	10月	モデル（北沢）地域での試行開始
令和5年	1月	自立支援協議会（状況報告）
	2月	福祉保健常任委員会（状況報告）
	4月～	試行期間の評価・検証 福祉保健常任委員会（案） 区内全域で展開